

# 「民生委員・児童委員による証明事務に関する調査」の結果に基づく 通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【通知先】 こども家庭庁、法務省、厚生労働省 【通知日】 令和7年3月28日  
【回答日】 令和8年5月1日～11日

## ！ 背景と目的

- ◇ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の担い手確保が課題となる中、民生委員の活動の一つである証明事務（※）は、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握していることが前提となっているが、地域における人間関係の希薄化など環境が大きく変化しており、求められる証明の内容や住民との面識の有無によっては、民生委員及び住民の双方に負担となっているとの指摘  
※国の通知や地方公共団体独自の規定等に基づき、行政手続に際して第三者が一定の事実関係（生計同一、事実婚など）を証明するもの
- ◇ 本調査は、証明事務の実施状況やその課題等を明らかにし、証明事務の負担軽減の方策を検討することにより、関係行政の改善に資することを目的として実施  
(調査対象：国の法令・通知等に基づく証明事務11手続、地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務9手続)

## こども家庭庁、法務省及び厚生労働省に対し、以下の事項を通知

民生委員及び住民の負担軽減を図る観点から、証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずること。

## ☑ 改善措置

- ・ こども家庭庁、法務省及び厚生労働省は、それぞれが所管する各手続について、申請者の申立内容や支給要件の確認に当たり、他の公的書類等で事実が確認できない場合に限り民生委員による証明の提出を求める取扱いを徹底することを支給要領等への明記及び関係者への通知等により周知等（手続と改善内容はP 2参照）  
(改善措置を求めた手続は、調査対象とした国の法令・通知等に基づく証明事務のうち8手続)
- ・ 厚生労働省及びこども家庭庁は、地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務について、本調査の報告書における見直し事例を参考に、民生委員による証明事務の廃止や運用の見直しの積極的な検討を依頼する通知（以下、本概要で「令和7年事務連絡」という。）を地方公共団体に発出（改善内容はP 3参照）

# 1 国の法令・通知等に基づく証明事務

○ 関係省庁（こども家庭庁、法務省、厚生労働省）は、民生委員及び住民の負担軽減を図る観点から、**証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置**を講ずる必要がある。

## <調査結果>

他の公的書類等で事実確認が可能であるにもかかわらず民生委員による証明が行われた事例や、他の公的書類等では事実確認できない場合にのみ民生委員による証明を求めるとする運用が徹底されていないなどの事例あり

| 手続   | 改善内容  |
|--|---|
| 休眠抵当権抹消登記申請<br>(法務省民事局)                                    | 日本司法書士会連合会、法務局及び地方法務局に対し、他に方法がないなどやむを得ない事情がある場合を除き、民生委員による不在住証明以外の方法で行うよう周知   |
| 労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求（厚生労働省労働基準局）                            | 都道府県労働局に対し、公的書類等で確認できない場合に限り、民生委員による証明の提出を求める取扱いを徹底するよう指示   |
| 長期家族介護者の遺族による援護金支給請求（厚生労働省労働基準局）                           | 都道府県労働局に対し、公的書類等で確認できない場合に限り、民生委員による証明の提出を求める取扱いを徹底するよう指示   |
| 特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求<br>(厚生労働省労働基準局)                 | 支給要領等を改正し、事実関係を証明する書類の例示から民生委員による証明を削除するとともに、当該証明を請求人に積極的に案内しないよう、審査業務を行う職員に対して周知   |
| 雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求<br>(厚生労働省職業安定局)            | 業務取扱要領を改正し、確認書類の例から民生委員の証明書を削除。都道府県労働局に通知するとともに、全国職業安定部長等会議において周知   |
| 児童扶養手当受給申請<br>(こども家庭庁支援局)<br>特別児童扶養手当受給申請<br>(厚生労働省社会・援護局) | ①証明事務は必ずしも民生委員による証明によらず窓口での聞き取り等により事実確認を行えること、②別居監護の申請内容の証明に当たり他の市町村に証明を依頼する場合には、申請者に対し証明の依頼先の市町村における証明方法を適切に案内できるよう事前に市町村間で連携・調整を行うことを、地方公共団体の担当者に対して周知<br>※既に「令和5年地方分権改革に関する提案募集」を受けて民生委員以外の証明記載者の範囲が周知されていたものの、当省通知を踏まえ、更に民生委員の負担軽減の取組を進めるために、上記事項を整理し周知したもの |
| 生活保護受給申請<br>(厚生労働省社会・援護局)                                  | 令和7年度生活保護担当指導職員ブロック会議において、地方公共団体の生活保護担当指導職員に対し、民生委員の意見書の提出は必須ではないことを周知  |

## 2 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務

### 当省の意見

- 本調査で把握した地方公共団体独自の事例は、民生委員の担い手確保に資するものであり、民生委員の活動の負担軽減を進めようとする地方公共団体（民生委員担当部局及び行政手続所管部局）の参考になると考えられる。このため、当省においては、これらの事例のような取組が今後、他の地方公共団体に広がることを期待し、民生委員制度を所管する厚生労働省及びこども家庭庁を通じ、各地方公共団体に情報提供

#### <調査結果>

規定等を見直し、業務システムなど行政情報の連携や公的書類で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体あり

（同じ行政手続でも、民生委員による証明を求めるかどうかは地方公共団体により区々）

### 改善措置状況

<厚生労働省社会・援護局及びこども家庭庁成育局>

都道府県・指定都市・中核市宛てに、民生委員による証明事務の負担軽減に向けた事務の見直しについて、本調査の報告書における見直し事例を参考に、積極的な検討を依頼する令和7年事務連絡を発出

## 地方公共団体における証明事務の見直しに向けた自主的な取組 ※当省において地方公共団体の取組について確認

令和7年事務連絡が発出された後、当省が地方公共団体に対して確認したところ、国の法令・通知等に基づく証明事務及び地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務の両方において、民生委員及び住民の双方の負担軽減に向けて見直しを検討する動きがみられた。

#### <地方公共団体の取組例>

- ・ A県では、民生委員の活動の負担軽減を図るため、令和7年事務連絡及び本調査の報告書を参考にするなどして、県内の市町村を対象に証明事務の実態に関する調査を初めて実施。調査の結果、県管内の保健福祉センターで行っている生活保護受給申請に係る事務について、保健福祉センター間で民生委員による証明の取扱いが区々となっている状況がみられたため、今後、対応を検討していく予定
- ・ B県C市では、ひとり親家庭等医療費助成申請において民生委員による証明を必要としていたところ、今般、令和7年事務連絡及び民生委員に家庭の事情を話したくないという市民からの要望を受けて、条例施行規則を改正し、ひとり親家庭等医療費助成申請において民生委員による証明を不要とする取扱いに変更した。

# 民生委員・児童委員による証明事務に関する調査の結果に基づく通知に対する 改善措置状況（フォローアップ）の概要

## 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和6年9月～7年3月
- 2 対象機関 調査対象機関：こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省  
関連調査等対象機関：都道府県（9）、市町村（65）、関係団体（11）、民生委員（376）

【通知日及び通知先】 令和7年3月28日 こども家庭庁、法務省、厚生労働省

【回答年月日】 令和8年5月11日 こども家庭庁、令和8年5月8日 法務省、令和8年5月1日 厚生労働省  
※ 改善状況はそれぞれ回答日現在

## 【調査の背景事情】

- 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、無報酬のボランティアとして、地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動などの社会福祉の増進を図る活動を実施しており、地域における孤独・孤立など社会構造の変化の中で、その活動への期待と役割は増大している。
- 民生委員の担い手確保が課題となる中、民生委員の活動の一つである証明事務（※）は、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握していることが前提となっているが、地域における人間関係の希薄化など環境が大きく変化しており、求められる証明の内容や住民との面識の有無によっては、民生委員及び住民の双方に負担となっているとの指摘がある。  
※ 国の通知や地方公共団体独自の規定等に基づき、行政手続に際して第三者が一定の事実関係（生計同一、事実婚など）を証明するもの
- 本調査は、証明事務の実施状況やその課題等を明らかにし、証明事務の負担軽減の方策を検討することにより、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

| 通知事項等  | 各省庁が講じた改善措置状況  |
|--|--|
| <p>● 国の法令・通知等に基づく証明事務<br/>(通知要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>関係省庁（こども家庭庁、法務省、厚生労働省）は、民生委員及び住民の負担軽減を図る観点から、証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずる必要がある。</p> </div> <p>(説明)<br/>《休眠抵当権抹消登記申請》</p> <p>&lt;制度の概要&gt;</p> <p>○ 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）に基づき、土地等の抵当権者（登記義務者）が所在不明のため、共同して権利に関する登記の抹消申請をすることができない場合、所有者（登記権利者）は、一定の要件の下、単独で抵当権の抹消申請を行うことができるとされている。その際、登記義務者の所在が知れないことを証する情報（不在住証明）が必要となり、そのために必要な書面として法務省通知に示されているものの一つに、「民生委員が、登記義務者がその登記簿上の住所に居住していないことを証明した書面」がある。民生委員は、登記権利者からの依頼により当該証明を行うとされている。</p> <p>&lt;調査結果&gt;</p> <p>○ ①民生委員として実態を十分確認できない中で証明せざるを得なかったが、社会福祉領域の活動ではなく民生委員としての職務ではないと</p> | <p>【法務省（民事局）】</p> <p>《休眠抵当権抹消登記申請》</p> <p>休眠抵当権抹消登記申請における不在住証明の確認に当たって、公的書類による証明が可能でも、民生委員が事実関係を証明する事例がみられたことについて、令和 7 年 10 月に、日本司法書士会連合会、法務局及び地方法務局に対して、「登記義務者の行方不明を証する情報について（依頼）」（令和 7 年 10 月 14 日付け法務省民事局民事第二課事務連絡）を発出し、登記義務者の所在が知れないことを証する情報が必要となる場合には、他に方法がないなどやむを得ない事情がある場合を除き、民生委員による不在住証明以外の方法で行うよう周知した。</p> |

| 通知事項等  | 各省庁が講じた改善措置状況  |
|--|--|
| <p>疑問を呈する事例、②不在住証明は民生委員ではなく市町村で行うべきものとする事例がみられた。</p> <p>○ 不在住証明については、全国民生委員児童委員連合会のほか、民生委員から、他の方法による証明が可能でも、登記義務者が登記簿上の住所に居住していないことの証明を求められることに疑問が呈されており、民生委員の負担軽減を図ることを関係機関に周知するなどの措置を講ずることが必要と考えられる。</p> <p>《労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求》</p> <p>＜制度の概要＞</p> <p>○ 労働者災害補償保険制度は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等を行う制度である。業務上の事由又は通勤が原因で亡くなった労働者の遺族に対しては遺族（補償）等給付が支給される。</p> <p>○ 厚生労働省（労働基準局）は、支給要件に該当するかの確認に当たって、①請求者が死亡した労働者の収入によって生計を維持していた事実、②請求者が死亡した労働者と事実婚であった事実を証明する書類を提出させる場合があり、①については厚生労働省が作成した「労災保険給付事務取扱手引」において、②については「死亡した被災労働者が重婚的内縁関係にあった場合に係る保険給付の取扱いに当たって留意すべき事項について」（平成 10 年 10 月 30 日付け労働省労働基準局補償課長事務連絡）において書類が例示されている。また、同省のウェブサイ</p> | <p>【厚生労働省（労働基準局）】</p> <p>《労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求》</p> <p>労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求における支給要件の確認に当たって、公的書類等では確認できない場合に民生委員による証明を求めるとする実際の運用が手引等に明示されていなかったことについて、令和 7 年 9 月に、都道府県労働局に対し、「遺族（補償）等給付の受給権の調査等に係る留意事項について」（令和 7 年 9 月 3 日付け厚生労働省労働基準局補償課長補佐（業務担当）事務連絡）を発出し、支給要件に該当するかを確認するに当たって、原則として住民票の写し等の公的書類、あるいは生計維持や事実婚であることを示す客観的書類等により確認することとし、当該書類等で確認できない場合に限り、民生委員による証明の提出を求める取扱いを徹底すること、本取扱いについて、請求人等から遺族（補償）等給付の請求について相談があった場合など、機会を捉え適切に説明・周知等を実施することを指示した。</p> <p>また、令和 7 年 10 月 7 日に令和 7 年度臨時全国労災補償課長会議を開催し、上記事務連絡の徹底を都道府県労働局に指示した。</p> |

| 通知事項等  | 各省庁が講じた改善措置状況   |
|--|---|
| <p>トなどにおいて民生委員による証明が例示されている。</p> <p><b>&lt;調査結果&gt;</b></p> <p>○ 厚生労働省（労働基準局）は、支給要件に該当するかの確認に当たって、原則として住民票の写し等の公的書類あるいは生計維持や事実婚であることを示す客観的書類による運用としており、これらでは確認できない場合に民生委員による証明を求めることがあり得るとしている。しかし、上記の手引や事務連絡には、前述の民生委員による証明の取扱いについて明記されていなかった。</p> <p>○ 労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求における支給要件の確認に当たっては、原則、公的書類等により行い、公的書類等では事実が確認できない場合には、民生委員による証明を求めるところがあることを明示するなどの措置を講ずることが必要であると考えられる。</p> <p><b>《長期家族介護者の遺族による援護金支給請求》</b></p> <p><b>&lt;制度の概要&gt;</b></p> <p>○ 長期家族介護者援護金制度は、長期間要介護状態にあった重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族（補償）等給付の支給対象とならないことから、労働者災害補償保険法に基づき、遺族の生活の激変を緩和し得るよう援助する制度である。</p> <p>○ 「長期家族介護者援護金の支給について」（令和2年8月21日付け改正基発 0821 第1号厚生労働省労働基準局長通知）によれば、支給要件に該当するかの確認に当たって、①被災労働者死亡の当時請求者が死亡</p> | <p>そして、令和8年10月までに、「労災保険給付事務取扱手引」を改正し、上記事務連絡の取扱いについて明記した上で、改めて都道府県労働局に取扱いの徹底を指示する予定である。</p> <p><b>【厚生労働省（労働基準局）】</b></p> <p><b>《長期家族介護者の遺族による援護金支給請求》</b></p> <p>長期家族介護者の遺族による援護金支給請求における支給要件の確認に当たって、公的書類等では確認できない場合に民生委員による証明を求めるとする実際の運用が通知等に明示されていなかったことについて、令和7年9月に、都道府県労働局に対し、「長期家族介護者援護金の支給に係る留意事項等について」（令和7年9月1日付け厚生労働省労働基準局労災管理課長補佐（企画担当）事務連絡）を発出し、援護金の認定事務において支給要件を確認するときには、戸籍の謄本等その他の公的書類により事実が確認できない場合に限り、民生委員による証</p> |

| 通知事項等   | 各省庁が講じた改善措置状況  |
|---|--|
| <p>した労働者の収入によって生計を維持していた事実、②被災労働者死亡の当時請求者が死亡した労働者と事実婚であった事実、③請求時に請求者を「扶養する者」が存在する事実を証明する書類などを提出させることとされている。</p> <p><b>&lt;調査結果&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省（労働基準局）は、支給要件に該当するかを確認するに当たって、原則として公的書類あるいは客観的書類による運用としており、これらでは確認できない場合に民生委員による証明を求めることがあり得るとしている。しかし、上記通知では、民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることがあり得るとしている民生委員による証明の取扱いについて明記されていなかった。</li> <li>○ 長期家族介護者の遺族による援護金支給請求における支給要件の確認に当たって、原則、公的書類等により行い、公的書類等では事実が確認できない場合には、民生委員による証明を求められる場合があることを明示するなどの措置を講ずることが必要であると考えられる。</li> </ul> <p><b>《特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求》</b></p> <p><b>&lt;制度の概要&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金は、特定石綿被害建設業務労働者（建設アスベスト労働者）が石綿を吸入することによる疾病にかかり精神上的苦痛を受けたことに係る最高裁判所等判決で、国が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく権限を行使しなかった</li> </ul> | <p>明の提出を求める取扱いとすることを明記した。また、令和7年10月7日に令和7年度臨時全国労災補償課長会議を開催し、上記事務連絡の徹底を都道府県労働局に指示した。</p> <p><b>【厚生労働省（労働基準局）】</b></p> <p><b>《特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求》</b></p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求における支給要件の確認に当たって、事実婚の証明をする書類の一つとして民生委員の証明書を例示していたことについて、令和7年8月に、厚生労働省ウェブサイトの建設アスベスト給付金請求に係るQ&amp;Aから当該例示を削除するとともに8年2月に、「建設アスベスト給付金請求の手引</p> |

| 通知事項等  | 各省庁が講じた改善措置状況  |
|--|--|
| <p>ことが認められたため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づき、建設アスベスト労働者への賠償を図ることを目的として、当該労働者又はその遺族に対して給付するものである。</p> <p>○ 厚生労働省（労働基準局）は、給付金の請求者が、被災者と事実婚の関係にあった遺族である場合に、事実婚であることが分かる資料を求めるとしている。</p> <p><b>&lt;調査結果&gt;</b></p> <p>○ 厚生労働省（労働基準局）は、厚生労働省ウェブサイトの建設アスベスト給付金請求に係るQ&amp;A、「建設アスベスト給付金請求の手引き《労災支給決定等情報提供サービスをご利用の方へ》」等のパンフレット及び「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給要領について」（令和4年1月19日付け基発0119第1号厚生労働省労働基準局長通知）において、民生委員の証明書を事実婚の証明をする書類の一つとして例示しているが、事実婚の証明が民生委員でなければならないとする規定等もないため、事実婚の事実を何らかの書類で確認できればよいとしている。</p> <p>○ 特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求における支給要件の確認に当たって、民生委員による証明を求める理由に乏しいのであれば、事実婚の確認書類として、民生委員による証明を積極的に案内することはしないなどの見直しが必要であると考えられる。</p> | <p>き《労災支給決定等情報提供サービスをご利用の方へ》」等のパンフレット及び「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給要領について」からも当該例示を削除した。また、審査業務を行う職員に対しては、令和7年8月及び8年2月に民生委員による証明を積極的に案内することはしないことについて周知した。</p> |

| 通知事項等  | 各省庁が講じた改善措置状況   |
|--|---|
| <p>《雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求》</p> <p>＜制度の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づき、雇用保険では、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うが、その受給資格者が死亡した場合、その配偶者等であって、受給資格者と生計を同じにしていた者は、その未支給の失業等給付を請求することができる。</li> <li>○ 未支給失業等給付の請求手続において、①請求者と死亡した受給資格者との続柄を証明することができる書類、②請求者が死亡した受給資格者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類を提出しなければならないとされており、厚生労働省作成の「雇用保険業務に関する業務取扱要領」では、①及び②の例として住民票の写し又は民生委員の証明書等とされている。</li> </ul> <p>＜調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省（職業安定局）は、窓口である公共職業安定所では上記①又は②の確認に当たって、原則として住民票の写し等の公的書類の提出を求め、公的書類では確認できない場合に民生委員による証明を求めることとする運用としている。しかし、本手続の提出書類は、公的書類である住民票の写しが民生委員による証明書と同列に規定されていた。</li> <li>○ 雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求における支給要件の確認に当たって、原則、公的書類等により行い、</li> </ul> | <p>【厚生労働省（職業安定局）】</p> <p>《雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求》</p> <p>雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求における支給要件の確認に当たって、本手続の提出書類は公的書類である住民票の写しが民生委員による証明書と同列に規定されていることについて、令和 8 年 1 月に「雇用保険業務に関する業務取扱要領」を改正し、確認書類の例として「住民票の写し又は民生委員の証明書等」と同列に規定していた箇所について、「住民票の写し等」とした。また、同要領の改正通知に改正の経緯等を記載し、本調査の概要と併せて都道府県労働局に周知するとともに、令和 8 年 2 月の全国職業安定部長等会議において、当該改正内容等について改めて周知した。</p> |

| 通知事項等   | 各省庁が講じた改善措置状況  |
|---|--|
| <p>公的書類等では事実が確認できない場合には、民生委員による証明を求める場合があることを明示するなどの措置を講ずることが必要であると考えられる。</p> <p>《児童扶養手当受給申請、特別児童扶養手当受給申請》</p> <p>＜制度の概要＞</p> <p>○ 児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成するひとり親家庭等に支給されるものである。認定請求に当たっては、事実婚解消の事実や対象児童と同居せずに監護していること（以下、「別居監護」という。）の事実等について、地方公共団体が必要に応じて民生委員の証明を求めている。</p> <p>○ 特別児童扶養手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づき、障害児の福祉の増進を図ることを目的として、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給するものである。認定請求に当たっては、対象児童の別居監護の事実等について、地方公共団体が必要に応じて民生委員の証明を求めている。</p> <p>○ 「令和 5 年地方分権改革に関する提案募集」において、地方公共団体から、「児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明の廃止」について提案が行われた。この提案を受けたこども家庭庁（支援局）及び厚生労働省（社会・援護局）は、民生委員の負担軽減が必要であるとする一方、民生委員による証明の廃止が地方公共団体における認定業務</p> | <p>【こども家庭庁（支援局）】</p> <p>《児童扶養手当受給申請》</p> <p>児童扶養手当受給申請における別居監護に関する市町村間の調整方法や、申立内容の確認方法の具体例について、令和 7 年 3 月に、都道府県児童福祉担当課及び障害保健福祉担当課に対して、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」（令和 7 年 3 月 31 日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡）を発出し、①証明事務は必ずしも民生委員による証明によらず窓口での聞き取り等により事実確認を行えること、②別居監護の申請内容の証明に当たり他の市町村に証明を依頼する場合には、申請者に対し証明の依頼先の市町村における証明方法を適切に案内できるよう事前に市町村間で連携・調整を行うことを示すとともに、8 年 3 月に開催した全国こども政策主管課長会議において、地方公共団体の担当者に当該内容を周知した。</p> <p>【厚生労働省（社会・援護局）】</p> <p>《特別児童扶養手当受給申請》</p> <p>特別児童扶養手当受給申請における別居監護に関する市町村間の調整方法や、申立内容の確認方法の具体例について、令和 7 年 3 月に、都道府県児童福祉担当課及び障害保健福祉担当課に対して、「児童扶養手</p> |

| 通知事項等   | 各省庁が講じた改善措置状況  |
|---|--|
| <p>に与える影響なども考慮し、廃止ではなく、民生委員以外にも証明記載者になり得る者を列挙することで、証明記載者の範囲を明確化することを内容とした「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」（令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課連名事務連絡）（以下「令和5年事務連絡」という。）を発出した。</p> <p>&lt;調査結果&gt;</p> <p>○ 調査対象とした市町村においては、令和5年事務連絡を受けて、独自の見直しにより民生委員による証明を全く求めている市町村がみられ、市町村職員による聞き取りや他手当の認定状況、他部署への照会等により確認しているなどとしていた。</p> <p>しかし、民生委員による証明を見直した市町村では、他市町村における民生委員による証明事務の取扱状況によって、場合によっては他市町村から直接自市町村の民生委員に証明を求められること（児童扶養手当）、市町村担当課を経由して民生委員による証明を依頼されること（特別児童扶養手当）もあり、民生委員及び市町村職員の負担になっている実態がみられた。また、民生委員による証明を求めている市町村の中には、市町村の担当者が申請者からの申立内容を確認する場合の具体的な方法が示されておらず、証明事務の見直しのあい路となっている実態もあり、令和5年事務連絡発出後の運用上の課題となっている。</p> <p>○ 令和5年事務連絡発出後の運用上の課題について整理した上で、別居監護に関する市町村間の調整方法や、申立内容の確認方法の具体例など</p> | <p>当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」を発出し、①証明事務は必ずしも民生委員による証明によらず窓口での聞き取り等により事実確認を行えること、②別居監護の申請内容の証明に当たり他の市町村に証明を依頼する場合には、申請者に対し証明の依頼先の市町村における証明方法を適切に案内できるよう事前に市町村間で連携・調整を行うことを示すとともに、8年3月に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において、地方公共団体の担当者に当該内容を周知した。</p> |

| 通知事項等   | 各省庁が講じた改善措置状況   |
|---|---|
| <p>を示す必要があると考えられる。</p> <p>《生活保護受給申請》</p> <p>＜制度の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。</li> <li>○ 生活保護法及び「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」（平成 15 年 3 月 31 日付け社援保発第 0331004 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、民生委員は、行政への協力者として、必要に応じて保護申請中の世帯の生活状況等について報告等の協力を行うこととされている。</li> </ul> <p>＜調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査対象とした地方公共団体においては、生活保護受給申請において、生活保護法等に基づき、民生委員が生活保護受給申請者の生活実態や資産の状況等を確認し、その内容が事実と相違ないことなどを記載する意見書（以下、「民生委員意見書」という。）を求めている地方公共団体と求めていない地方公共団体があった。このため、民生委員意見書の位置付けについて厚生労働省（社会・援護局）に確認したところ、生活保護の受給申請において民生委員意見書は求めていないとしていた。また、同省は、地方公共団体が民生委員意見書を手続上の必須の書類とす</li> </ul> | <p>【厚生労働省（社会・援護局）】</p> <p>《生活保護受給申請》</p> <p>生活保護受給申請に当たって、民生委員意見書を求めている地方公共団体がみられたことを受けて、令和 7 年 9 月から 10 月までの間に、地方公共団体の生活保護担当指導職員に対して、令和 7 年度生活保護担当指導職員ブロック会議において民生委員意見書が必須でないことを会議資料に明記して周知した。</p> |

| 通知事項等   | 各省庁が講じた改善措置状況   |
|---|---|
| <p>ることで、結果として申請者が申請することへのハードルが高くなって<br/>いる可能性には留意する必要があるとしている。</p> <p>○ 民生委員意見書を求めている地方公共団体がみられたことから、生活<br/>保護の受給申請に民生委員意見書が必須でないことについて地方公共<br/>団体に周知するなどの措置を講ずることが必要と考えられる。</p>  |   |
| <p><b>● 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務</b><br/>(通知要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本調査で把握した地方公共団体独自の事例は、民生委員の担い手確保<br/>に資するものであり、民生委員の活動の負担軽減を進めようとする地方<br/>公共団体(民生委員担当部局及び行政手続所管部局)の参考になると考<br/>えられる。このため、当省においては、これらの事例のような取組が今<br/>後、他の地方公共団体に広がることを期待し、民生委員制度を所管する<br/>厚生労働省及びこども家庭庁を通じ、各地方公共団体に情報提供するこ<br/>ととしている。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>&lt;調査結果&gt;</p> <p>○ 地方公共団体の条例など独自の規定等に基づく証明事務として9手<br/>続を調査したところ、調査対象とした地方公共団体においては、同じ申<br/>請手続であっても、申請内容等を確認するに当たって、民生委員による<br/>証明以外に事実確認ができないと考えているためなどとして民生委員</p> | <p>(厚生労働省(社会・援護局)及びこども家庭庁(成育局))</p> <p>地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務について、同じ申請手続<br/>であっても民生委員による証明により事実を確認している地方<br/>公共団体がある一方、民生委員による証明によらない確認方法により事<br/>実を確認している地方公共団体もみられることについて、令和7年4月<br/>に、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)に対して、「民生委員・<br/>児童委員による地方公共団体が独自に定める規定等に基づく証明事務<br/>の負担軽減に向けた事務の見直しについて」(令和7年4月23日付けこ<br/>ども家庭庁成育局成育環境課及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課連<br/>名事務連絡)を発出し、本調査の報告書内の見直し事例を参考に、各地<br/>方公共団体独自の規定等に基づく証明事務を所管する関係部局・機関と<br/>連携して、民生委員による証明事務の廃止や運用の見直しの積極的な検<br/>討を促した。</p> |

| 通知事項等  | 各省庁が講じた改善措置状況 |
|--|---------------|
| <p>による証明を求めている地方公共団体がある一方、民生委員による証明以外の方法により確認している地方公共団体もみられた。後者については、例えば、申請者から申立内容を証する公的書類や事実関係を示す関係書類を求めたり、庁内の業務システムなどを用いた行政情報の連携により事実関係を把握したりして民生委員による証明を求めている事例や、負担軽減を求める民生委員等からの意見を踏まえ証明事務を廃止することとした事例等があった。</p> <p>○ 地方公共団体における証明事務の見直しに向けた自主的な取組について、調査対象とした地方公共団体においては、民生委員の担い手確保対策の一環として、その活動の負担軽減を図るため、民生委員担当部局が中心となって各行政手続の所管部局に働き掛け、証明事務の見直しに取り組む事例がみられた。</p> |               |